

特別休暇等

種類	内容・期間	
病気休暇	180日（週休日、休日等含む。）の範囲内 ※うち有給 私傷病 10日（勤務日のみ。【任期が6月以上又は6月以上継続勤務】かつ【年48日以上勤務】に限る。） 公務傷病 30日（週休日、休日等含む。）の範囲内 長期傷病 30日（連続10日以上安静加療が必要な傷病による場合）	有給・無給
夏季休暇	1年の内7月～9月において5日の範囲内の期間（任期・勤務日数等に応じて付与） ※任期が6月以上又は6月以上継続勤務に限る。	有給
結婚	7日以内（週休日、休日等を含む連続する10日を超えない範囲内） ※挙式日、入籍日又は同居開始日の7日前から6月を経過するまでの範囲内の期間	有給
不妊治療休暇	不妊治療に係るもので12日の範囲内の期間又は時間 ※【任期が6月以上又は6月以上継続勤務】かつ【週3日（又は年121日）以上勤務】に限る	有給
妊娠中又は産後の保健指導・健康診査	必要と認められる時間	無給
妊娠中の通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりに1日1時間以内の時間	無給
産前産後休暇	産前6週間以内（多胎は14週間）、産後8週間を経過するまでの期間 産後6週間を経過した職員が届け出た場合は、期間を短縮することができる	有給
出産補助休暇	男性が、配偶者が出産のため病院に入院する等の日から出産後2週間を経過するまでの期間内で2日の範囲内の期間又は時間 ※【任期が6月以上又は6月以上継続勤務】かつ【週3日（又は年121日）以上勤務】に限る	有給
育児専念休暇	男性が、配偶者の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前から出産日以後1年までの期間内で、当該出産に係る子又は小学校就学前の子（配偶者の子を含む。）の養育に係るもので5日の範囲内の期間又は時間 ※【任期が6月以上又は6月以上継続勤務】かつ【週3日（又は年121日）以上勤務】に限る	有給
育児休業	子が1歳に達するまでの範囲内の期間（最長2歳に達するまで延長可能） ※【週3日（又は年121日）以上】かつ【子が1歳6月に達するまでに任期満了しないこと】	無給
育児時間	子が1歳に達するまでの範囲内で1日2回それぞれ30分以内の時間 ※配偶者が取得している場合はそれぞれ30分から配偶者が取得している時間を差し引いた期間	無給
部分休業	子が3歳に達するまでの範囲内で1日2時間以内の時間 ※【週3日（又は年121日）以上】かつ【1日6.25時間以上勤務】に限る	無給
家族看護休暇	父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者若しくは子の看護又は小学生以下の子の介助（※健康診断、予防接種等疾病の予防）に係るもので5日（子が2人以上は10日（うち5日は、子の看護又は介助を行うため使用する場合に限る。））の範囲内の期間又は時間 ※【任期が6月以上又は6月以上継続勤務】かつ【週3日（又は年121日）以上勤務】に限る	有給
介護休暇	3回を超えず、通算93日を超えない範囲内の期間 ※週3日（又は年121日）以上勤務に限る	無給
介護時間	3年の期間内において1日2時間以内の時間 ※【週3日（又は年121日）以上】かつ【1日6.25時間以上勤務】に限る	無給
要介護者の介護	要介護者の介護その他世話に係るもので5日（要介護者が2人以上は10日）の範囲内の期間又は時間 ※【任期が6月以上又は6月以上継続勤務】かつ【週3日（又は年121日）以上勤務】に限る	有給
忌引	親族の続柄に応じて10日以内の連続する期間	有給
健康管理(生理)休暇	各周期につき2日まで	有給
現住居の滅失等	1週間の範囲内で必要と認められる期間又は時間	有給
骨髄移植のための登録、提供等	必要と認められる期間	無給
・感染症まん延防止交通制限等 ・災害又は交通機関事故等による出勤困難/危機回避 ・裁判員等官公署出頭 ・選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間又は時間	有給